

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「第6期藤枝市障害福祉計画・第2期藤枝市障害児福祉計画」(案)
「第6期藤枝市障害福祉計画・第2期藤枝市障害児福祉計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	1人
(2) 提出された意見の数	8件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	3件
(2) 既に盛り込み済みの意見	3件
(3) 今後の参考とする意見	1件
(4) 反映できない意見	件
(5) その他(質問含む)	1件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	一部を除き法人等の事業者についての記載も無く、市と事業者等の関係についても明確にされていないので、今回の計画についてはすべて市が独自に行うものと考えて良いか。	本計画は、地域福祉関係者や障害福祉サービス事業者、障害者関係団体等を中心に構成する「藤枝市地域自立支援協議会」において、その内容を検討し策定しております。 障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、事業所を含めた地域関係団体の協力が不可欠であることから、P9第1章「計画の概要」8-(2)「市民や関係機関・団体との連携」においてそれを明記し、市はそれら関係団体等の相互の連携を図り、計画の着実な推進にともに取り組んでまいります。	既に盛り込み済みの意見
2	計画の中で「市内法人の既存事業所の活用」という言葉が出てくるか、この中で「活用」という言葉は、市と法人等が対等な関係ではなく、市が上位者として法人等を利用しようとしているようにとらえられるが、どうか。	地域生活支援拠点の機能の充実において、市は「面的整備型」(居住支援の機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援する整備類型)を採用します。 来年度から本格的に始動する地域生活支援拠点の体制において、障害のある人を支える事業所の協力は不可欠でありますので、「活用」ではなく「協力」という表現に改めます。	反映した意見

3	<p>計画の中に、「藤枝市地域自立支援協議会」を設置するとあるが、市のHPを検索しても本協議会の設置要綱が掲載されていないが、見つけれないだけなのか、掲載していないのかどちらか。</p>	<p>今回のご意見を受けまして、市ホームページに要綱を掲載いたしました。</p>	<p>その他</p>
4	<p>実際に「藤枝市地域自立支援協議会」を運営しているが、現在は市の下部組織のように取り扱われており、参加している法人や事業所等の負担も大きく、協力している法人等に対して、市はどの様に考えているのか、計画内では役割を記載されているが、法人等の協力がなければ運用できない状況についてどの様に考えているのか。</p>	<p>障害者総合支援法第89条の3で「協議会の設置」が明記され、協議会において地域課題の共有や関係機関の連携、地域の実情に応じた体制の整備を協議するものとなっています。 現在藤枝市地域自立支援協議会では、障害のある人や家族、障害者団体等をはじめ、法人や事業所がともに参画し、その課題や施策提案を協議しています。 上位計画である第5次藤の里障害者プランの理念「笑顔で自分らしく暮らす共生社会の実現」を目指し、障害のある人が「自分らしく」暮らすことができるよう、障害のある人とその家族とともに、その自立支援に必要な障害福祉サービスやその支援に協議への参画をいただき、引き続き各団体や事業所等の協力をいただきながら、共生社会の実現に向け取り組んでまいります。</p>	<p>既に盛り込み済みの意見</p>
5	<p>障害福祉人材の確保の項目に、「基幹相談支援センターによる専門性を高めるための研修の実施」とあるが、基幹相談支援センターで行う研修は、相談支援に関する研修に限定されているので、修正してほしい。</p>	<p>P5(6)「障害福祉人材の確保」において、「基幹相談支援センターによる相談支援の専門性を高めるための研修の実施」と表記します。</p>	<p>反映した意見</p>
6	<p>成果目標の中に移行者数の数値目標があるが、この数値のとらえ方がわかりにくい。この数値は、当該年度1年間の目標数値であるのか、基準年からの通算数値であるのか、よくわからない。 たとえば、「令和6年3月までに福祉施設から一般就労への移行者を23人以上とします。」とあるが、年度内に23人以上を移行させるということか、通算であるなら令和2年3月末時点の移行者数17人から23人ということか、4年間に6人だけ移行するというのか。明確な記載方法にしてほしいがどうか。</p>	<p>P17(3)「福祉施設から一般就労への移行等」においては、令和元年度実績に対比して令和5年度(単年度)における移行者数を表します。 この「23人以上」は、就労移行支援等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、単年度における一般就労に移行する者の目標値です。計画年度内の累積値と混同しないよう「※数値は単年度における移行者数」と表記いたします。 なお、障害福祉計画の進行管理は、P9「8(3)計画の進行管理」の通り、各年度において、PDCAサイクルシステムにより障害福祉サービス見込量の達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策等を施策に反映します。</p>	<p>反映した意見</p>

7	<p>障害のある人の状況について、市内に居住する障害者の実数は、何人でしょうか。</p> <p>計画内では障害者手帳所持者数しか記載が無いが、手帳を重複して所持している方を考慮したり、手帳を所持していない方の把握はしているのでしょうか。</p> <p>手帳がない障害者はどのように把握し、支援をするのでしょうか。</p>	<p>障害福祉計画は障害者総合支援法の規定に基づき策定しておりますが、同法第4条において、身体障害者、知的障害者（18歳以上）、精神障害者（18歳以上、発達障害者を含む）難病等対象者を「障害者」と定義しております。</p> <p>本計画では、この定義に則り、各障害における手帳所持者数を障害者数として捉えており、手帳を取得していない方を含めた人数は把握しておりません。また、手帳を重複して所持している方は、各手帳の所持者数に含まれ、所持する手帳に応じた制度が適用されています。</p> <p>手帳を所持しない方につきましては、現状としては民生委員・児童委員、自治会・町内会、高齢者支援機関、保健・医療・教育機関など地域関係団体から基幹相談支援センターや市へ情報が寄せられる中で、それらの団体の御協力をいただき、支援の可能性、内容等について検討しております。</p> <p>今後も引き続き、支援を必要とする方を把握し、サービスに結び付けることができるか検討してまいります。</p>	今後の参考とする意見
8	<p>藤枝市は、市内で福祉サービスを担っているそれぞれの事業者について、どのように考えているのか、どのように支えているのか、どうしたら継続して事業を行ってもらえるのか等、市としての市の実際の福祉サービスについての基本的な考え方について、記載がないのは、本当にいかがなものかと考えるがどうでしょうか。</p>	<p>障害のある人がその人らしい暮らしをし、ニーズにあった施策を展開するため、事業者を含めた地域関係団体の協力が不可欠です。</p> <p>本計画は、藤枝市の障害のある方が利用する市内外の事業所165事業所に見込量調査の協力を得て、提供体制の確保に係る目標（成果目標）と、サービス種類毎の必要な量の見込（活動指標）を算出しております。このデータを活用し、障害のある人の暮らしを支える体制の確保を総合的かつ計画的に図ってまいります。</p> <p>市の方策は、障害福祉の人材確保（P5第1章「計画の概要」4「策定にあたっての基本方針」（6）障害福祉人材の確保）や、サービス見込量確保のための方策（P22第4章「第6期障害福祉計画 活動指標」）において示しております。</p> <p>また、基盤整備につきましては、基盤整備計画（P49）により、市による設置促進を含め、取り組んでまいります。</p>	既に盛り込み済みの意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「第6期藤枝市障害福祉計画・第2期藤枝市障害児福祉計画」（案）
意見公表場所	市ホームページ・自立支援課・市役所行政情報コーナー・各地区交流センター・岡部支所・文化センター
担 当 課	<p>藤枝市健康福祉部自立支援課障害者総合支援係（担当者 目崎・森 ）</p> <p>電話 : 054-643-3149 （内線4052）</p> <p>電子メール : jiritsu@city.fujieda.lg.jp</p>